

令和元年 11 月 1 日
(照会先)
厚生年金保険部長 入澤 俊行
(電話直通 03-6892-0773)
国民年金部長 小崎 正二
(電話直通 03-6892-0764)
年金給付部長 樫本 一憲
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆さまへ のお知らせについて

- (厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について)
- (国民年金保険料の免除及び口座振替について)
- (年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について)

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第 160 号及び第 161 号が公布されたこと等にともない、別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおりお知らせいたします。

別添 1: 厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

別添 2: 国民年金保険料の免除及び口座振替について

別添 3: 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

以上

被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ

厚生年金保険料等の納付期限の延長、納付の猶予及び口座振替について

令和元年台風第 19 号により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

1 厚生年金保険料等の納付期限が延長されます

- 令和元年台風第 19 号による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和元年 11 月 1 日付け厚生労働省告示により、令和元年 10 月 12 日以降に納付期限の到来する厚生年金保険料等（※）の納付期限が延長されます。
（※）厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散にかかる責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金
- 納付期限が延長されている間は、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者の令和元年 10 月分以降の厚生年金保険料等について、口座振替を停止することといたします。

2 延長後の厚生年金保険料等の納付期限は、後日お知らせします

- 延長後の厚生年金保険料等の納付期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、別途厚生労働省告示で定めることとなり、決定後に別途、お知らせいたします。

3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- 令和元年 10 月分厚生年金保険料等については、令和元年 12 月 2 日の口座振替は行われなため、令和元年 11 月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- 令和元年 11 月分以降の厚生年金保険料等についても、延長後の納付期限が決定するまでの間は、毎月 20 日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納付期限が決定した際に、改めてお知らせいたします。

4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

5 延長後の納付期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書または納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納付期限が決定するまでの間は、納付していただくこともありません。別途お知らせする納付期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願いいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納付期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できます。

6 延長後の納付期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和元年9月分以降の厚生年金保険料等は、納付期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

7 納付期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります


- 納付期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延長期限確定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

〔対象地域一覧〕

都道府県名	対象地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	いわき市、郡山市、須賀川市、田村市、石川郡石川町、東白川郡矢祭町
茨城県	水戸市のうち、次の地域 秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、洪井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目～二丁目、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち、次の地域 赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目～二丁目、葛生東一丁目～二丁目、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、

	天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	<p>長野市のうち、次の地域</p> <p>赤沼、大町、合戦場一丁目～三丁目、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち、次の地域</p> <p>雨宮、粟佐、生萱、鑄物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目～六丁目、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 **0120-808-678**

ガイダンスに従い【2】を押してください。

受付時間： 月曜日午前 8：30～午後 7：00

火～金曜日午前 8：30～午後 5：15

第 2 土曜日午前 9：30～午後 4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替について

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

○ 国民年金保険料の免除について

令和元年台風第19号による災害で被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、市区町村又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

○ 口座振替の停止手続について

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくか直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

* ご連絡の時期によっては停止することが出来ない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

被災された年金受給権者の皆さまへ

年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限の延長等について

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 年金の現況届や障害年金の障害状態確認届等の提出期限に関するお知らせ

次の年金受給権者で、令和元年台風第19号により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和2年3月31日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和2年3月31日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給権者

- ・ 誕生日が10月1日から2月29日までの間にある年金受給権者

○ 対象となる届書

- ・ 現況届
- ・ 生計維持確認届
- ・ 障害状態確認届

2 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、令和元年台風第 19 号により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）は、住宅、家財又はその他の財産について概ね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から令和 2 年 7 月までの年金をお支払いします。

なお、翌年（令和 2 年 8 月頃）に、その前年（令和元年）の所得確認を行います。前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡ってお支払いを停止しますので、あらかじめご了承ください。

○ 対象となる年金・給付金

- ・ 20 歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
（年金証書等に記載されている年金コードが 2650 又は 6350 の方）
- ・ 老齢福祉年金の受給権者
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00

火～金曜日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15

第 2 土曜日 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

現況届等の提出期限の延長に係る指定地域
(令和元年11月1日厚生労働省告示第160号)

都道府県名	市区町村名
岩手県	宮古市 大船渡市 久慈市 一関市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡野田村 九戸郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町

都道府県名	市区町村名
宮城県	柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 亶理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村

都道府県名	市区町村名
福島県	岩瀬郡鏡石町
	岩瀬郡天栄村
	南会津郡下郷町
	南会津郡桧枝岐村
	南会津郡只見町
	南会津郡南会津町
	耶麻郡磐梯町
	耶麻郡猪苗代町
	河沼郡会津坂下町
	河沼郡柳津町
	大沼郡三島町
	大沼郡金山町
	大沼郡会津美里町
	西白河郡西郷村
	西白河郡泉崎村
	西白河郡中島村
	西白河郡矢吹町
	東白川郡棚倉町
	東白川郡矢祭町
	東白川郡塙町
	東白川郡鮫川村
	石川郡石川町
	石川郡玉川村
	石川郡平田村
	石川郡浅川町
	石川郡古殿町
	田村郡三春町
	田村郡小野町
	双葉郡広野町
	双葉郡檜葉町
	双葉郡富岡町
	双葉郡川内村
	双葉郡大熊町
双葉郡双葉町	
双葉郡浪江町	
双葉郡葛尾村	
相馬郡新地町	

都道府県名	市区町村名
福島県	相馬郡飯舘村
茨城県	水戸市
	日立市
	土浦市
	古河市
	石岡市
	結城市
	下妻市
	常総市
	常陸太田市
	高萩市
	北茨城市
	笠間市
	つくば市
	ひたちなか市
	守谷市
	常陸大宮市
	那珂市
	筑西市
	坂東市
	かすみがうら市
	桜川市
	神栖市
	鉾田市
	つくばみらい市
	東茨城郡茨城町
	東茨城郡大洗町
	東茨城郡城里町
久慈郡大子町	
結城郡八千代町	
猿島郡境町	
栃木県	宇都宮市
	足利市
	栃木市
	佐野市
	鹿沼市
	日光市

都道府県名	市区町村名
栃木県	大田原市
	矢板市
	那須塩原市
	さくら市
	下野市
	河内郡上三川町
	芳賀郡茂木町
	芳賀郡市貝町
	下都賀郡壬生町
	塩谷郡塩谷町
	塩谷郡高根沢町
	那須郡那須町
	那須郡那珂川町
	小山市
	那須烏山市
群馬県	前橋市
	高崎市
	桐生市
	伊勢崎市
	太田市
	沼田市
	館林市
	渋川市
	藤岡市
	富岡市
	安中市
	みどり市
	北群馬郡榛東村
	北群馬郡吉岡町
	多野郡上野村
	多野郡神流町
	甘楽郡下仁田町
	甘楽郡南牧村
	甘楽郡甘楽町
	吾妻郡中之条町
	吾妻郡長野原町
吾妻郡嬭恋村	

都道府県名	市区町村名
群馬県	吾妻郡草津町
	吾妻郡高山村
	吾妻郡東吾妻町
	利根郡みなかみ町
	佐波郡玉村町
	邑楽郡千代田町
	邑楽郡大泉町
	邑楽郡邑楽町
埼玉県	さいたま市
	川越市
	熊谷市
	川口市
	行田市
	秩父市
	所沢市
	飯能市
	本庄市
	東松山市
	春日部市
	狭山市
	深谷市
	上尾市
	越谷市
	蕨市
	戸田市
	入間市
	朝霞市
	志木市
	和光市
新座市	
桶川市	
八潮市	
富士見市	
坂戸市	
鶴ヶ島市	
日高市	
ふじみ野市	

都道府県名	市区町村名
埼玉県	入間郡三芳町 入間郡毛呂山町 入間郡越生町 比企郡滑川町 比企郡嵐山町 比企郡小川町 比企郡川島町 比企郡吉見町 比企郡鳩山町 比企郡ときがわ町 秩父郡横瀬町 秩父郡皆野町 秩父郡長瀬町 秩父郡小鹿野町 秩父郡東秩父村 児玉郡美里町 児玉郡神川町 児玉郡上里町 大里郡寄居町
千葉県	千葉市中央区 千葉市花見川区 千葉市稲毛区 千葉市若葉区 千葉市緑区 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 鴨川市 君津市 富津市

都道府県名	市区町村名
千葉県	四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町 香取郡神崎町 香取郡多古町 香取郡東庄町 山武郡九十九里町 山武郡芝山町 山武郡横芝光町 長生郡一宮町 長生郡睦沢町 長生郡長生村 長生郡白子町 長生郡長柄町 長生郡長南町 夷隅郡大多喜町 安房郡鋸南町
東京都	墨田区 大田区 世田谷区 豊島区 北区 板橋区 練馬区 八王子市 立川市 青梅市

都道府県名	市区町村名
東京都	府中市
	昭島市
	調布市
	町田市
	小金井市
	日野市
	福生市
	狛江市
	東大和市
	武蔵村山市
	多摩市
	稲城市
	羽村市
	あきる野市
	西多摩郡瑞穂町
	西多摩郡日の出町
	西多摩郡桧原村
	西多摩郡奥多摩町
島しょ大島町	
神奈川県	川崎市
	相模原市
	平塚市
	小田原市
	茅ヶ崎市
	秦野市
	厚木市
	伊勢原市
	海老名市
	座間市
	南足柄市
	高座郡寒川町
	足柄上郡大井町
	足柄上郡松田町
	足柄上郡山北町
	足柄下郡箱根町
	足柄下郡湯河原町
	愛甲郡愛川町

都道府県名	市区町村名
神奈川県	愛甲郡清川村
新潟県	上越市
	糸魚川市
	妙高市
山梨県	富士吉田市
	都留市
	山梨市
	大月市
	韮崎市
	南アルプス市
	北杜市
	笛吹市
	上野原市
	甲州市
	西八代郡市川三郷町
	南巨摩郡早川町
	南巨摩郡身延町
	南巨摩郡南部町
	南巨摩郡富士川町
	南都留郡道志村
	南都留郡鳴沢村
	南都留郡富士河口湖町
北都留郡小菅村	
北都留郡丹波山村	
長野県	長野市
	松本市
	上田市
	岡谷市
	諏訪市
	須坂市
	小諸市
	伊那市
	中野市
	飯山市
	茅野市
塩尻市	
佐久市	

都道府県名	市区町村名
長野県	千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡小海町 南佐久郡川上村 南佐久郡南牧村 南佐久郡南相木村 南佐久郡北相木村 南佐久郡佐久穂町 北佐久郡軽井沢町 北佐久郡御代田町 北佐久郡立科町 小県郡青木村 小県郡長和町 諏訪郡下諏訪町 諏訪郡富士見町 諏訪郡原村 上伊那郡辰野町 上伊那郡宮田村 木曾郡木曾町 東筑摩郡麻績村 東筑摩郡生坂村 東筑摩郡筑北村 埴科郡坂城町 上高井郡小布施町 上高井郡高山村 下高井郡山ノ内町 下高井郡木島平村 下高井郡野沢温泉村 上水内郡飯綱町 下水内郡栄村
静岡県	伊豆の国市 田方郡函南町